周波数の分配及び妨害除去

昭和27年6月の日米合同委員会で次のように合意されている。

1. 日米周波数分科委員会の設置

日米合同委員会の下に、郵政省の代表者と合衆国軍隊の代表者で構成する日米周波 数分科委員会を設置すること。この分科委員会は、合同委員会に対し、米軍の電波の 使用、調整及び管理に関する勧告を行うことを任務とする。

- 2. 技術連絡部の設置
-) 日米周波数分科委員会の下に、技術連絡部を設置すること。この連絡部の一方を郵政省電波管理局周波数課とし、他方を駐日合衆国軍司令部J6部周波数分配課とすること。

この連絡部は、電波の使用、調整及び管理に関する日常の作業に必要な取極めを し、また、日米電波施設間の混信の防止及び除去上必要な措置を関係当局に勧告する ことを任務とする。

- 3. 電波の使用に関する基本方針
 - (1) 27.5 MC/S以上の周波数帯における電波 この周波数帯の電波の使用は1947年アトランティックシティの国際電気通信 会議で定められた無線通信規則に従うこと。
 - (2) 27.5MC/S以下の周波数帯における電波 1951年ジュネーヴの臨時無線通信主管庁会議の最終協定が実施されるまで は、1938年のカイロの一般無線通信規則に従うこと。
 - (3) 日本側の電波の割当及び使用は、周波数割当の原則に従うこと。
 - (4) 国際規則に適合しない米軍の「周波数帯外」の電波の使用は日米間で協議して調整すること。
 - (5) 米軍による27.5 MC/S以下の電波の使用は付属書Aに掲げる。
 - (6) 米軍による27.5 MC/S-328.6 MC/Sの間の電波の使用は付属書Bに掲げる。

- (7) 米軍による328.6MC/S以上の周波数帯の電波の使用は付属書Cに掲げる。
- (8) 米軍の必要とする電波の取扱い。

米軍の開始する新業務に対する周波数の分配は、米軍の要請により、且つ、その ときに日米間で合意するとおりに行うこと。

(9) 施設及び区域内で米軍が使用する電波の選定等

施設及び区域内で米軍が使用する電波の選定、国際的調整管理、国際電気通信連 合に対する通告、登録は米軍が行うこと。

)(10) 日米政府間の約定に基づき米軍が使用する電波の選定等

日本政府と締結した約定に基づいて米軍が使用する電波の選定、国際的調整、管理、国際電気通信連合に対する通告、登録は日本政府が行うこと。また、この種の電波には、国際的に日本に分配された呼出符号の系列の中から呼出符号を割り当てること。

(11) 電波施設の設置及び運用の基準

日米双方の電波施設間の混信を防止するために、電波施設の設置及び運用は、1 947年アトランティック・シティ無線通信規則に定める基準に従うこと。

(12) 米軍に不要となった電波についての措置 米軍は、不要となった電波を遅滞なく郵政省電波監理局に通知すること。

(13) 混信対策

日米のいずれか一方の電波が他方の電波に混信を与えた時は、混信を受けた方が 混信を与えた方に通報すること。またこの日米間の混信及び根源の不明な混信を技 術連絡部を通じて妨害除去のために必要な措置をとること。

(14) 電波監視

(イ) 米軍側が不明な根源からの電波により混信を受けた場合、それを日本側に通報し、日本側はその電波を監視すること。監視の結果を混信除去のため混信を与えた方の局を管理する機関に送付すること。右の混信が日本国外から来る電波によるものであれば、監視の結果を米軍側に送付し、米軍側がその混信除去の処置

をとること。

- (I) 米軍側が日本国内の不法電波と認められるものを覚知した場合は、それを日本側に通知すること。日本側が監視した結果、それが米軍所属のものであると判明した時は、それを米軍側に通報し、米軍側がその不法運用を除去すること。
- (ハ) 日本側は、監視の結果を、要請があれば、米軍側に送付すること。
- (二) 前記(イ)、(ロ) 及び(ハ)の監視に関する情報交換は、郵政省電波監理局と駐 日合衆国軍司令部 J 6 部周波数分配課との間で行うこと。

4. 補助軍用無線局の設置、運用

- (1) 米軍の人員(軍属を含む。)は軍事上、アマチュア・バンドで無線局を運用することができること。
- (2) 米軍司令官は、無線従事者及び無線局に許可書を発給すること。
- (3) 米軍司令官は、右の許可の責任をとること。また、右の許可及び運用管理に必要な規則を定めること。この規則は、日本のアマチュア・バンド内で運用する局に適用される規則に一致させること。
- (4) 補助軍用無線局には、国際的に米国に割り当てられた呼出符号の系列の呼出符号を割り当てること。
- (5) 補助軍用無線局の電力は、速信機の最終段への最大入力が1キロワットを超えないものであること。
- (6) 米軍司令官は、補助軍用無線局のリストを日本側に送付すること。